

第7回 投資促進等ワーキング・グループ 議事録

1. 日時：平成27年3月9日（月）13:00～15:13

2. 場所：中央合同庁舎第4号館4階共用第2特別会議室

3. 出席者：

（委員）大崎貞和（座長）、松村敏弘（座長代理）、岡素之（議長）、安念潤司、
森下竜一

（専門委員）川本明、久保利英明、小林三喜雄、道垣内正人、圓尾雅則

（事務局）羽深規制改革推進室長、刀禰規制改革推進室次長、市川規制改革推進室次長、
佐久間参事官、仁林企画官

（環境省）大臣官房 秦参事官

廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課 角倉課長

廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室 庄子室長

水・大気環境局 土壌環境課 青竹課長補佐

水環境課海洋環境室 森田室長補佐

（文化庁）長官官房 森著作権課長

（事業者）一般社団法人日本経済団体連合会

千葉県

一般社団法人千葉県経済協議会

4. 議題：

（開会）

1. 土壌汚染対策法の見直し（自然由来物質にかかる規制の適正化）

2. 廃棄物処理に係る規制の見直し（「専ら物」の見直し、企業グループにおける産業廃棄物の自ら処理の容認）

3. クラウドメディアサービスの実現のための規制の見直し（フォローアップ）

4. 適格機関投資家等特例業務の見直し

（閉会）

5. 議事概要：

佐久間参事官 それでは、定刻になりましたので、規制改革会議第7回投資促進等ワーキング・グループを開催いたします。

皆様方にはおかれましては、御多用中、御出席をいただき、誠にありがとうございます。

本日、当ワーキング・グループの委員、専門委員のほか、岡議長にも御参加いただいております。なお、所用により森下委員は御欠席でございます。

それでは、議事を進めさせていただきます。

なお、本ワーキング・グループにおいては、議事録を公開することとなっておりますので御了承願います。

以後の進行は、大崎座長にお願いしたく存じます。よろしく願いいたします。

大崎座長 皆様、どうもお忙しいところ、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

それでは、早速でございますが、本日の議題の最初でございます「土壤汚染対策法の見直し 自然由来物質にかかる規制の適正化」の議論をいたしたいと存じます

この問題の要望者として、日本経済団体連合会、千葉県及び千葉県経済協議会、それから関係府省として環境省からそれぞれ御出席をいただいております。

では、まず経団連から資料について御説明をお願いいたします。

経団連 経団連から参りました高澤です。本日はよろしく願いいたします。

私どもの要望でございますけれども、まず、この土壤汚染対策法にはリスクの大小に関わらない一律で過剰な規制があることによって、事業活動に以下のような影響が出ております。ここで言う過剰な規制とは、規制値であります土壤指定基準が地下水環境基準ですとか、土壤環境基準と同値である。後ほど、またこの辺の数字とか具体的なところは出てまいります。

まず、工期延長による工事費の増加、多くの搬出土壤の運搬処理の必要が生じてまいっております。

それから、国内に広く存在しております自然由来物質を含む土壤についても、リスクの大小に関わらない一律な過剰の規制が課されておまして、この影響が拡大しております。その結果、土地の取引及び利活用が萎縮しているのが現状でございます。

具体事例といたしまして、まず「具体事例1」は、人為的な汚染が確認された土地で汚染深度を確認した上で数メートルの深さまで掘削除去した後、建設用地として売却した。ところが、建設時の杭工事で発生する数十メートルの深さの土壤から自然由来と思われるヒ素が確認されたことで瑕疵担保責任が問われ、数億円の追加負担を余儀なくされた事例でございます。

「具体事例2」は、市街地の開発事業で約10万平方メートルの掘削土壤の発生が見込まれていた。土対法に関わる行政との事前相談の中で、当該地は自然由来汚染が推定されているということで、土対法4条調査命令が確実であると示唆された。しかしながら、調査を行って指定基準を僅かでも超える土壤が見つかった場合は、掘削土壤を汚染土壤として処分しなければならず、建設費の1割程度の追加費用が発生することが判明したことで、基準を超えない土壤については健全土として処分することもできますが、そのためには土対法の対象となっている農薬を除く全ての物質について認定調査が必要になることで工期及び工費に甚大な影響を与える。このため、事業計画を決定できずに時間が経過している状況でございます。

「具体事例3」です。これはトンネル工事の場合、土対法の4条で調査の対象とならな

いケースが多いのですが、実際には残土処分をやらないといけない条例ですとか、コンプライアンスの観点から、工事着手前に土壌分析を行うのがほとんどでございます。

この事例では、分析の結果、残土処分予定地の自治体が設定している基準を僅かに超過したために、人為汚染と同様に、この汚染土壌の処理施設での処分を余儀なくされた。その結果、トンネル総工費のうち3割を自然由来土壌の処分にかけることになりまして、これは公共工事の場合、税金を使って莫大な金額を処分業者に支払ったということになっています。

「具体事例4」です。これは自治体が海面埋立事業で造成した土地を工場用地として購入、建設を開始したところ、残土から指定基準の3～5倍の鉛、ヒ素が検出された。自治体に確認したところ、自然由来の物質とのことでした。結果的に、汚染土壌の処理やこの認定調査などで15億円程度の追加費用が発生しております。

このような様々な事業において土壌汚染が問題となる理由は、土対法で定める指定基準がひとえに厳し過ぎることに尽きます。この指定基準は、いわゆる規制基準に該当しますが、長期的な目標値として定められている土壌の環境基準と同一の値になっている。通常、例えば、排水基準は河川等での希釈効果も鑑み、環境基準よりも10倍から30倍程度緩い値に指定されていますが、土壌の場合は、それが環境基準と同一になっている。さらに、土壌環境基準は地下水環境基準と同じ値でして、地下水環境基準の多くは、水道水、つまり飲用水に準用する基準でございます。

飲用水の基準は、ちなみに基本的にその水を1人の人が毎日2リットル70年間生涯飲み続けても10万人に1人、それが原因でがんが発生するかどうかというリスクに基づいて決められております。

このように、そのまま飲んでも極めて低いリスクの基準をそのまま当てはめているのが現状でございます。しかもこの土壌について、この値を適用する際の試験方法が非常に厳しいものとなっています。土壌を10倍の水で希釈して6時間浸透し続けた結果、水に溶け出した有害物の量を飲用水の基準と比べている。

このように、非常に厳しい条件でもって抽出した結果の値ですから、これが基準を超えていたとしても、実際の地下水はほとんど基準以下だということが現状でございます。つまり、土壌指定基準はややもすると飲用水よりも厳しい基準が適用されていると言えます。

自然由来の汚染土壌の場合、一定の要件を満たせば「自然由来特例区域」と指定されて、形質変更にあたっては、基準不適合土壌が区域内の帯水層に接しても差し支えないという施工上の緩和はございます。しかしながら、区域内の土地の形質変更や区域内で生じた残土につきましては、移動・処分等が結局制限されて、実質的な緩和の効果は非常に小さくなっているということでございます。

それから、調査によって自然由来汚染土壌が指定された場合でも、健全土として搬出する際に要する認定調査の対象物質は、その自然由来にひっかかった当該物質だけではなく

て、農薬以外の全ての特定有害物質が対象になっています。特にPCBですとか、揮発性有機化合物も含まれておりますが、これらは人為的汚染しかあり得ない物質ということで、これまで一律認定調査の対象になっています。

自然由来汚染については、一定の深度にある地層にのみ存在することが明らかな場所もありますが、そうした場所についても地盤から10メートルの深度までは、一律に1メートルごとにサンプリング調査をやるのが義務づけられています。

具体的要望事項といたしまして、経団連として以下を要望いたします。

まず、「要望1」でございます。

土壌指定基準を地下水環境基準や飲用基準と同じ値とすることをやめて、リスクに合った、これは健康被害リスクということでございますが、リスクに合った判定方法に基づく値としていただきたい。例えば、土壌の溶出量で判定するのではなく、実際の地下水水質を測ってそれを判定する。あるいは、国で実際の地下水の水質を先ほど言った厳しい溶出試験の結果との相関をきちんと確認いただきまして、地下水水質基準に合った溶出試験結果を指定基準とする。

いずれの場合につきましても、地下水を飲用利用している土地と、工業専用地域のように飲用利用をしていない土地で異なる指定基準を設定するのも、リスクに応じた管理という意味では合理的かと考えております。

「要望2」でございます。

地歴調査等によって自然由来汚染があることが判明している広い地域、例えば、関東平野ですとか大阪平野など。こういうようなところは新たな自然由来特例区域とするなどして、その区域内では土壌の移動を規制しないなど、こういうような緩和措置も講じていただきたい。

「要望3」です。

認定調査は、自然由来汚染が認められた物質のみを対象としていただきたいところでございます。少なくとも製造、使用していないことが明らかな人為的な物質まで対象とすべきではないと考えています。

また、汚染の深さ等が明らかな場合は、その調査の深度等を限定できる制度としていただければと思っております。

ここで「要望が実現した場合の効果」でございますが、要望1の場合でありますと、国内に広く存在、分布しています自然由来物質の土壌の多くが土壌指定基準以下となり、これに起因する調査費用ですとか処分費が軽減される。この結果、土地の利活用が図られて積極的な投資が行われていく。

また、要望2が実現した場合につきましては、事業所ごとの調査、処分費等に要している多大な時間と経費が軽減される。

要望3が実現した場合につきましては、汚染可能性のある物質を確実に調査しつつ、認定調査に要する費用が大幅に軽減されることによって、自然由来特例区域の緩和効果が発

揮され投資が促進されます。

委員の皆様には、土壌指定基準の厳しさゆえに、実際には何らリスクのない土壌が汚染土壌と判定されている現実、それに伴いまして、企業の投資意欲が大きく損なわれている実情を、是非、御理解いただきたいと思います。

以上で終わります。

大崎座長 ありがとうございました。

それでは、続きまして、千葉県からの御説明お願いいたします。

千葉県 千葉県の商工労働部長の佐藤と申します。よろしくをお願いいたします。

本日は、このような会議に提案の機会をいただきまして、ありがとうございます。

私からは、今、経団連様からお話もございましたが、特に千葉県の特性でございます京葉臨海コンビナートにつきまして御説明をさせていただきたいと思っております。

京葉臨海コンビナートは生産規模、雇用、税収の面におきまして、本県経済の要の地域でございます。また、あわせて素材エネルギー産業の一大集積地として、我が国経済を支える重要な地域ということは言うまでもないと思っております。

一方、コンビナートの企業は、高度成長期に臨海部に進出した工場が多く、設備の老朽化更新、耐震化への対応、また、グローバル競争の激化に伴う事業再編、集約化など、かつてない厳しい事業環境に置かれております。

本県では、昭和40年代から環境問題が顕在化した中で、独自の制度としまして企業と環境保全協定を締結し、臨海部の土壌汚染を含めた環境監視等を行い、住民の健康被害防止に努めてきたところでございます。

こうした中で、環境省様では、平成22年の改正土壌汚染対策法の施行に合わせまして、資料の1 - 2の5ページを御覧いただきたいと思います。

四角が2つございますが、上の部分が、22年以前の土対法の施行の環境省さんの部長通知になります。赤字の部分ですが、自然的原因により有害物質が含まれる土壌については、本法の対象にならないという扱いが部長通知で出ておりました。

平成22年の土対法の改正に伴いまして、下の四角でございますが、自然由来の有害物質が含まれる汚染された土壌を法の対象とする法改正なく全国一律に企業の責に帰さない規制が、設備投資に大きな障害になるという形で通知されたということでございます。

また、国におきましては、平成23年の閣議決定によりまして、土対法の負担軽減措置について継続的な見直しを図るとされておりますが、現在に至るまで京葉臨海コンビナートの大部分に該当します埋立地管理区域では、十分な負担軽減が図られていない状況が続いております。

現在、臨海部の企業では、事業再編、集約の動きを加速させておりまして、そのための設備投資に大きな障害となります土対法の規制の見直しは、コンビナート企業の活性化、また、これから策定いたします千葉県の地方創生のための総合戦略の中にも、重要な位置付けということで考えていきたいと思っております。

本日は、この土対法の立法趣旨でございます、人の健康被害の防止といった観点を踏まえた具体的な提案をこれから担当室長からさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

千葉県 同じく県の産業振興課の木村と申します。

本日の御提案は、千葉県及び千葉県経済協議会ということで、企業の方から具体的な提案という形での御要望を併せて掲載させていただいております。その具体的な要望の内容につきましては、私の方から簡単に御説明をさせていただきたいと思っております。

資料の9ページを御覧いただきたいと思っております。

今回、私どもの方で御提案させていただく点は大きく分けて2つございまして、一つには、飽くまでも自然由来の原因物質の場合によりますが、今まで経団連様の方では、指定の基準、それから調査の内容が全国一律で過剰なものであるといったような御趣旨でお話がありました。

我々の方は、場所の面で一律の扱いはどうなのかということで、ここにまず、左の方の丸い四角に書いてございますが、人への健康被害が生ずるおそれがない地域特性を持つ区域についても、一律の規制はどうなのかというのが1点目。

それから、もう一つは、汚染土壌とされたものの処理の方法につきまして、右の方の丸い四角にございますが、人への健康被害が生ずるおそれがないということは、飽くまでも前提ではございますが、新たな処理方法を設けることができないかといったような2点を御提案させていただきたい。

これらの提案によりまして、先ほど部長の方から申し上げたように、投資活性化による国際競争力の強化と地方創生、さらに事業所流出の防止が図られるのではないかとということをご期待しているところでございます。

具体の提案の中身につきまして、まず補足で、この資料の6ページ、7ページを御覧いただきたいと思っております。

企業の方では、企業の責に帰さない新たな規制によりまして、自然由来の原因による有害物質が土壌に含まれた場合、新たなボーリング調査等のコストが発生することになります。それによりまして、企業の方でも、例えば、6ページの丸い一番下に吹き出しに書いてありますが、設備投資機会の喪失のおそれがあるといったような御意見ですとか、7ページに記載がありますが、実際に搬出できずに敷地内で管理し、それによってスペース等で負担が生じてしまって、投資に対する障害になるといった実際の事例も発生しております。

こういった面も含めまして、資料の11ページ以降に企業側からの具体的な提案ということで御覧いただきたいと思っております。

一つには、人への健康被害を生じるおそれがないと思われる地域に対しては、調査命令の前提である法の第4条の規定の「特定有害物質による汚染のおそれ」としての扱いをしないでも良いといったことができないかという御提案でございます。

この前提としましては、資料をもう一枚めくっていただきまして、12ページを御覧いただきたいと思います。

この第4条の1つ前の法第3条では、もともと特定有害物質を製造していた工場の敷地につきましては、やはり調査をして都道府県知事に報告をしなければならないという規定がございます。「ただし、」ということで、下の真ん中に赤字で書いてありますが、土地の利用方法等を見て、人の健康に係る被害が生ずるおそれがないという都道府県知事の確認を受けた場合には、この限りではないというただし書がございます。

実は、法第4条の同じく調査をするという規定、第2項になりますが、ここにはこのただし書がありません。したがって、自然由来の有害物質が若干でも指定基準を上回るおそれがある場合、知事としてはその調査を命じ、その結果を企業に対して報告させる、そういうことにつながってくるわけです。

仮にその場所が、京葉臨海コンビナートのように住宅地から隔離していて、しかも地下水、その他の面でも健康被害のリスクが少ない場合であってもそれは例外ではないという扱いになります。

具体的にどういう場合に人の健康被害が生ずるおそれがないと言えるかということについて、11ページに戻っていただきたいと思います。

11ページには、まず1つ目に、先ほど部長の方から申し上げたように、千葉県では昭和40年代から環境保全協定によりまして、土壌にどんな物質が含まれているかということ、毎年、1年に1回以上は企業に対して報告を求めています。それによりまして、自然由来と思われるヒ素、フッ素の微量な含有がある程度把握できているということになります。なお、人為的由来ではなくて自然由来と思われるものであっても、場内にて適切に管理することが当然の前提となります。

2番目にありますが、地下水の流れについて工場の中で実際にボーリング調査をしていく過程の中で、地下水脈の流れというものがあ程度分かっているところがございます。これにつきましては、資料の14ページ、15ページを御覧いただきたいと思います。

14ページ。これは環境省様の方でお作りになっている土対法のガイドラインですが、この真ん中の方にアンダーラインを引いておりますように、一般的には地下水の流動方向は地表面の傾きと調和的であるとされています。

もともと京葉臨海コンビナートは埋立てによって造成した土地でございますので、陸地から海に向かって傾斜しているところにあえて盛り土をして埋め立てた土地でございます。そういう意味では、地表面の傾きというのはもともと海側に向いているというのが一つございます。

それから、15ページを御覧いただきたいと思いますが、実際にボーリング調査をした結果ということで、ここに一例をお示しさせていただいております。図の中で青い矢印がありますが、これが下の内陸側から海側の方へ向かっているのが分かるかと思っております。

こういった形で、企業の方でも実際にボーリング調査をした結果、右の方に赤字で書い

てありますが、おおむね内陸から海側へ流れているということを確認しています。

補足ということで記載してございますが、今回、この提案をするに当たって企業にアンケートをしたところ、実際に地下水の流れをボーリングの中で把握している企業全てが海側の方にその流れが向かっていると御回答いただいています。

そこで11ページの方にまた戻っていきたいと思いますが、真ん中にありますように、地下水脈の流れの結果、これが住居地方向に流れていないといったこともある程度把握ができますので、こういった面も我々の環境当局の方で確認するといったことが2つ目の条件でございます。

下の3番目でございますが、敷地内に適切に管理するとありますが、中にはだんだん土壌がたまってくることになった場合、場外搬出ということも当然可能性としては出てきます。場外搬出する場合には、当然ながら、土壤汚染対策法の措置をきちんと守って、健康被害防止を図るということ、また、もう一つは、後ほど御説明させていただきますが、人の健康に関わる被害が生じない新たな方法というものも考えられるのではないかとということでございます。

こういった地域の住居地との関係で人の健康に係る被害のおそれがないと思われる場合には、法第3条のただし書にあるように、そういった健康被害の生じるおそれを勘案して調査を発しないでも良いといった調査命令を回避する新たな措置があっても良いのではないかとというのが1つ目の御提案でございます。

次の御提案で、16ページを御覧いただきたいと思います。

現在、基準不適合土壌とされた場合の処理といたしましては、経団連様の方でもお話がありました。環境省様の許可を受けた業者に委託をして処理をすることになりますが、当然ながら多大なコストも発生するというのもございます。

ただし、京葉臨海コンビナートは、もともとは海底浚渫土で造成した土地ということもございます。それに伴いまして、海底においてくぼ地ができている状態でございますが、そこに、逆にその浚渫土でつくった土地の土壌を海底へ埋め戻す方法について、人の摂取リスクを回避した方法として、この土壤汚染対策法の処理の例外として認めていただくことはできないだろうかというものでございます。

その際の一つの考え方といたしましては、17ページを御覧いただきたいと思います。

現在、臨海部の企業では、海域に排出する際、水質汚濁防止法の基準を遵守して排出しておりまして、それによって健康被害を防止するといった形になっております。この水質汚濁防止法の基準というものと、実際に海洋に投入する場合に適用される海洋汚濁防止法のスキームを比較したものとして、この17ページの真ん中に表がございます。

水質汚濁防止法とほぼ同等の基準のスキームが、実は海洋汚濁防止法の中にもあります。「(注1)」という説明が入ったところでございます。

このように、水質汚濁防止法の基準を遵守するのと同じような基準値の範囲内であれば、海洋の方に投入することも可能なのではないかと。これは当然、海洋汚濁防止法といったも

との関係で、必要な手続、影響評価などをきちんと行って、人への健康被害が生じないようにするのは当然の前提であります。基準値として見た場合には同じようなスキームでできるのではないかと考えています。

17ページの一番下に黄色く背景を塗ったところがございますが、海底浚渫土で造成された土壌を水質汚濁防止法と同等の基準の下で海底に埋め戻す形で、直接、人が摂取するリスクを回避した新たな処理方法が構築できないだろうかというのが2つ目の御提案でございます。

一応、参考ということで18ページを御覧いただきたいと思っております。

実は、東京湾には、くぼ地というものが幾つか存在するわけですが、これが貧酸素水塊を発生させる原因の一つとなりまして、青潮が発生する原因とも言われております。こういったくぼ地に埋め戻すことによって、その海域としての水質又はその貧酸素水塊が発生する原因の低減につながるといった効果も実は述べられております。逆に言いますと、その水質汚濁防止法の基準の範囲内で適切な処理の方法の下でこういった埋め戻しをすることが、海域にとっての水質の環境改善にも多少つながると期待しているところでございます。

以上、2点につきまして、千葉県及び千葉県内の経済協議会の具体的な提案として申し上げさせていただきました。

大崎座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御要望、御提案に関して環境省から御説明をお願いいたします。

環境省（秦参事官） 環境省の土壤環境課参事官の秦でございます。どうぞよろしくお願いたします。

内容的には、土壤環境課関係と、あと水環境課の海洋環境室関係の案件も両方ありますので、私の方からまとめて御説明をさせていただきます。

まず、時間がかかなり押しているように思いますので、かなり簡潔に要点だけ説明させていただきます。

当省の資料の、まず3ページを御覧いただきたいのですが。

自然由来汚染土壌がどうして対象になったのかという話なのですが、平成22年の改正の際に、土壌を土地の外に搬出する場合の規制が加わったわけなのですが、その中で、持ち出すという人為的行為によって、そのほかの場所を汚す可能性がある。それについては人為についても自然についても同じではないかということで、これを機に自然由来の汚染土壌が対象になった経緯がございます。よく通知で解釈が変わったと言われるのですが、そういうことではなくて、法律を変えた時点でこういう考えが入り込んだと御理解いただければと思います。

それでは、まず、経団連の御提案の1番目についてでございますが、7ページでございます。

全体としては、基準が厳し過ぎるのではないかと、規制の希釈の効果が見込まれていない

のではないかと、それから測定方法も厳格過ぎるのではないかとといった御指摘かと思えます。

地下水について必ずしも水が流動しているばかりではなくて、かなり流速が遅いようなケースもございます、ほとんど希釈効果が見込めない場合もあるということ。それから、我が国の場合、地下水を直接飲用する、水道用水に入れる場合でも、塩素消毒だけといった水もかなりの部分あるといったことからですね、健康リスクを安全に管理する観点から、十分に有害物質を溶出させるような、そういう方法を規定しているということでもあります。

測定方法については、今の話もあるのですが、今後、何らかの変更を加えるような必要がある場合は、かなり実証のデータとか研究成果を積み重ねてそういった知見をしっかりと把握していく必要があると思っております。

続きまして、経団連御提案の2番目でございますが、11ページでございます。

自然由来汚染土壌の範囲をかなり広く取って、その中では自由に流通できるようにしてはどうかという御提案かと思えます。

これは、現行の体制でも決してできなくはないのですが、というのは、調査さえすれば、調査した上でそういった区域も一体的に申請していただければできなくはないのですが。ただ、一方で、他人の土地も含めてかなりいろいろ調べていく必要があるということで、そういう意味で現実的でない部分があるのかなというのと、それから、人為由来の汚染がないということ把握していく必要がありまして、相当丁寧にその調査をしなければならぬ。中には、人為由来なのに自然由来だと虚言される方もいらっしゃるものですから、相当しっかり調査をしないとなかなか難しいのかなと、そういう課題があるのかと思っております。

それから、経団連御提案の3番目でございますが、これは認定調査と呼んでいるのですが、一度、自然由来特例区域になった土地ですが、そこから土を外に搬出する場合に、自然由来特例区域と言ってもその土地の区画全てが汚染されているかというところではなくて、中には人為的な汚染のないような場所もあるだろうということで、そういった部分をしっかり調べた上でそういったところから出た土については規制なく外で使えますということをするための調査ということで認定調査がございます。

この認定調査が厳し過ぎるのではないかとという御指摘かと思えます。

今、申し上げたように、一旦は汚染のある区域として指定された場所でございますので、それを基準適合土壌にするということであれば、しっかり調べていただく必要がある。もし、持っていった先で何らかの問題が起きたといった場合に、搬出者が汚染原因者とされてしまうおそれもございますので、しっかり確認をした上で、基準適合土壌になったものについては自由に搬出していいと、そういう例外的な特例措置として認定制度を設けておりますので、そういったことで御理解いただければと思っております。

続きまして、千葉県から御提案をいただいたものでございますが、16ページでございます。

大きく2点いただいたわけですが、自治体と事業者さんが環境保全協定を結んでおられ

て、そういうのでいろんなデータ等があるのであれば、その規制をかけなくても良いのではないかという御趣旨かと思えます。

この資料には直接書いておりませんが、協定と言ってもこれは紳士協定だと思いますので、その協定の存在をもって法規制の制度から外せるのかと言うと、これはちょっと形式論かもしれませんが、難しいのではないかなと思っております。

では、実際にその協定に基づいてどういう物質等を調べていただいているのかについては我々もその情報がありませんので、何とも言いようがない部分もあるのですが、基本的には自然由来特例調査といって、普通の調査よりもかなり簡略化した調査なのですが、これは少なくともやっていただく必要があるのかなと考えております。

それから、地下水脈の話が出ておりますが、これについて将来にわたって人が住まない保証もないわけですし、その辺のところはお考えいただきたいと思っております。

それから、土壌を搬出する場合がありますが、これについては、汚染土壌処理施設により処理を行っていただく必要があるということなのですが、それ以外に海洋投棄ができないのかということで御提案をいただいております。

これについては19ページでございます。

ロンドン条約という条約がございますが、これに基づくロンドン議定書で海域への投入処分については原則禁止となっております。ただ、一部例外もございまして、その例外の要件として、太字で下線を引いたところがございまして、「海洋投入処分以外に適切な処分の方法がないこと」を要件に許可を受ければ海洋に投入できる。こういう規定がございます。ただ、要件として、海洋投入処分以外に適切な方法がないことが条件になっているものですから、それを満たしていただく必要があるかと思えます。

次の20ページでございますが、要措置区域等から搬出する汚染土壌については、陸上での処理施設がそれなりの数存在しているような現状で、海洋投入処分以外に適切な方法がないという要件を満たせるかと言うと、それはちょっと難しいのではないかと考えておるところでございます。

最後、21ページでございますが、以上、申し上げましたように、土対法というのは特定有害物質による汚染状況をしっかり把握した上でリスク管理をする仕組みになっております。ただ、今日もいろいろ御提案いただきましたが、いろんな課題はあるとは思っておりますので、まずは関係者の御意見に真摯に耳を傾けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

大崎座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御要望、説明について議論をしたいと思います。

ちょっと最初に私から2、3、質問させていただいてもよろしいですか。

環境省にお伺いしたいのですけれども、まず一つは、確かに健康リスクという観点からは自然由来であっても人為的なものであっても同じでしょうというのは分らないのですが、それについてどういう対処をすべきかということ、誰が何を負担すべきかとい

うことで考えると、自然由来のものをたまたまそこでその工場をやっていた人に処理の負担を全面的に負わせるのは、もともとのいわゆる汚染者負担の原則からいうと、ちょっと厳し過ぎるのではないかなという気がするのですが。

その点についてお伺いしたいのが、まず第1点ですね。

それから、もう一つは、これはちょっと水かけ論かもしれないのですが、土壌のその基準と飲用水とか地下水の基準が同じというのは、私なんかは素人だからかもしれませんが、非常にやっぱり厳し過ぎるのではないかという気がして、土をそのまま飲む人も余りいないのではないかという気がするのと、もう一つは、水道水等々については、別途、水質管理がされているわけですね。なので、その土壌の段階で同じ厳しさで規制をしなければいけない理由がちょっとよく分からないので、もう一度教えていただきたいのと、例えば、千葉のコンビナートという特定の区域について言えば、その近所の井戸水を毎日2リットルお飲みになっている方が一体何万人ぐらいいらっしゃるのか。いらっしゃると環境省さんは認識されているのかを教えていただきたい。

まず、この2点をお伺いできればと思うのですが。

環境省（秦参事官） まず、汚染の責任についてでございますが、これは基本的に、土壌を指定区域外に搬出する際には、持っていった先で汚染を起こすことから、土壌を持ち出す元となった土地について、一定の規制をかける形になったということでございますので、そういった意味で、その土地の所有者に対して一定の責任をお願いすることになったものでございます。

ところで、一方で、御指摘のようなお話もあるかと思しますので、そういう意味で自然由来特例区域など幾つかの特例措置を設けさせていただいて、バランスを図るようにしているということでございます。

それから、2点目。基準が厳し過ぎることについては、日本のある程度の風土的な特性もあるかとは思いますが、やはり地下水を井戸で飲む場合もあれば、水道として地下水を取水してそれを供給するケースもあるのですが、実際に、我が国の場合、基本的にはそのくみ上げた水をさらに浄化するというよりは、塩素消毒してそのまま供給しているケースが非常に多いものですから。

大崎座長 それは分かるのですが、水道の供給者は、当然、水道の水質を調査していないのですか。

環境省（秦参事官） それは当然、調査をしております。ただ、原水がいくら汚れていても良いのかというものでないのですね。

大崎座長 いやいや、原水は汚れていてはもちろんです。それは当然調べるわけですが、ここで問題になっているのは、そういう地下水脈に接する可能性のある土壌のお話ですね。

環境省（秦参事官） そういう意味では、土壌から溶出する有害物質の量を管理しているということで、もちろん土壌そのものにも含有量基準はあるのですが、それと合わせて

溶出量基準も設けているというところでございます。

大崎座長 それで、その京葉コンビナートではどのくらいその具体的リスクがあるとお考えなのですか。

環境省（秦参事官） 我々、この千葉県さんの資料をいただいてちょっとよく分からなかった点があるのですが、コンビナートの場合なのですが、進出しておられる企業さんがかなり石油系とか化学系とか、あるいは鉄鋼、なおかつ、創業開始時期もかなり古い時期に及んでおりますので、確かに自然由来の汚染しかないところも一部にあるかもしれないのですが、人為汚染も相当程度考えられる場所ではあるのかなと思っています。その辺はまた教えていただきたいのですが。

そういう意味で、実際、そのコンビナートのすぐそばで取水しているかということそういうことは余りないとは思いますが。基本的に、やはり土地を汚さないようにしっかり管理していくことは重要なことだと思っていますので、そういったことは御理解いただければと思っております。

安念委員 いやいや、他の条件が全部同じできれいな土地と汚い土地とどっちが良いですかと聴かれれば、汚い土地の方が好きですという人はめったにいないので、それはそれでよろしいのですが。しかし、まず日本のような火山国で、我々は結局、重金属の上に住んでいるわけだから、それをそもそもなくすということは不可能です。かつ工業地帯について言えば、これは土地を全く汚さずに工業することはできないわけで、あえて言えば、きれいでなければ困るところと、ここはもう少々汚してもしょうがないところとを分けるしかない。工業地帯に後々人が住む、住まない保証はないとおっしゃったのですが、保証はないが、まあ、そこを分譲する業者はおりますまい。買う客がないから。つまり、土壤汚染をある一定のところまでは許容するしかないということをつくらないと、そもそも工業はできないわけです。

恐らく千葉県さんのおっしゃることは、もうコンビナートとしてできてしまったところはこれはもうしょうがないが、ここから先、どんどんその土壤汚染を拡大していいわけではないということでしょう。この部分についてまで、他のところと一緒に、かつその溶出量を水道の規制と同じにする必要はないでしょうということ、ある限定的なことを御提案になっていると私は理解したのですが、違いますか。

千葉県 そのとおりです。

安念委員 なら良いじゃないですか。

大崎座長 そこで、環境省にお伺いしたいのは、正にその経団連からもリスクに見合わないという御指摘があって、千葉県からはそういう言葉は使われていなかったですが、同じような趣旨のお話があったと思うのですが、そういう環境汚染リスクが高い場合とそうでない場合を区別した規制というのはできないものなのでしょうか。というか、そうでないと環境省がもし言い切ってしまうのだとすると、その規制がそもそも目的に合致していないような気もするのですが。やはり相当程度、健康被害が千葉県内で生じるおそれがある

るとこれを安易に認めたらと真面目にお考えなのですか。

環境省（秦参事官） 私は御説明のときの最後に申し上げたように、決して問題なしと思っているわけではございませんので、そういった意味では、今日お話になられた内容というのは一つの例だと思えますし、他にもいろんな実態はあるのだらうと思えますね。ですから、そういった部分については、我々も真摯に耳を傾けてまいりたいと思えます。なので、まずは、今日のお話も含めて、いろんな御要望等を踏まえて、必要に応じ調査等もしっかりやっていきたいとは思っていますので。

ただ、これまでは、今、申し上げたような考え方でそのまま我々はやってきたことを申し上げたということでございます。

今後については、しっかり皆さんの御要望等に耳を傾けていくことについては全くやぶさかではございません。

松村座長代理 ちょっと安心しました。この資料を見たらほとんどゼロ回答なので心配していたのですが。

要するに、今まではこういう考え方でやってきた。それを説明いただいたわけですね。これからはきちんと耳を傾ける。一応、耳を傾げるのだけど、聴くだけ聴くけど、聴いた後もゼロ回答で、今までのものを漫然と継続するなんて、そんな不誠実なことをまさかしないと思うので。

今までのことはともかくとして、今後取るべき、取るつもりの方針に関して、合理的にリスク管理をすることはきちんと説明できるようにしていただきたい。現行の規制は、その要望者だけではなく、我々が聞いていても、どう考えても合理的だとは思えないので、これからの規制では、こういう合理性があるということもきちんと今後説明してください。

環境省（秦参事官） 実は、今回この場にお邪魔するのは2回目なのですが、経団連さんとも一度お話しはさせていただきましたので、今後もそういった議論を重ねて、双方で折り合いがつけることは検討していきたいと思っております。

経団連 経団連の酒井と申します。

汚れた土という考え方なのですが、溶出基準というのは、人が地下水を經由して汚染土壌の影響を受けたときに健康リスクが発生するというつくりでございます。ところが、実際に地下水が汚れていなくても、現状、この溶出基準、6時間こうやってシャカシャカシャカと土と水を混ぜて、その結果、その水の濃度が飲用基準を超えた場合には、汚染土壌としてしまっているわけです。顔つきが悪いだけでまだ地下水を汚していない、要は、罪を犯していないのに、犯人として檻の中に入れられている、今はそんな状況になってしまっている。

10年前に環境省様が今の法律をつくった段階では、データも何もなくてそうせざるを得なかったと思っておりますが、10年経って、いろんなデータが蓄積された中では、是非、1回見直しをしていただければと思っております。

大崎座長 その辺、少し、今日のこの場で何かこうしていただきたいというのもこっちも必

ずしも具体的にお願いすることが良いのかどうか分からないのですが、是非、例えば、次の規制改革の実施計画をつくるような段階で、例えば、こういうこの基準についての見直しを検討するとか、そういう非常に具体的な踏み込み方をしていただけると、今後も意見交換をしていきますというだけだと、なかなかその京葉コンビナートがみんな撤退してしまうのと基準が変わるとどっちが先かみたいな話になりかねないと思いますので、是非、そこはスピード感を持ってやっていただければと思うのですが。いかがでしょうか。

環境省（秦参事官） 千葉県さんの資料の一番最後にも載っておりますが、来年度、土壌汚染対策法の点検の時期を迎えます。これは法律制定や改正から5年後など、よく法律の附則に付いているものです。そういうタイミングがありますので、ただ、法律だけではなくて省令とかいろいろあるものですから。それから、全体にどう取り組むのかというのは、ちょっといろいろお話を聴いてみないとなかなか難しい。我々もその一方で、水質汚濁防止法等、いろんな他の法律も持っているものですから、そういうところのバランス等々、いろいろ検討事項が多岐にわたりますので、いつまでにとというのはなかなかすぐには難しいのですが、いずれにしても、事業者の皆さん等々のお話をしっかり伺いながら検討を進めたいと思っています。

岡議長 環境を維持するのは大変重要なテーマですありますから、そんな安易にはできないと思うのですが、いろんな状況が変化する中で現場のいろんなニーズをくみ上げて見直しをしていただければと思います。その際、例えば、自然由来の土壌汚染問題について、先ほど海洋投入処分のロンドン議定書といった国際的標準が出てきたわけですが、我々、規制改革会議では「国際先端テスト」と称して、日本の規制が海外との比較ではどうなっているのかを参考にして、規制改革を進めたら良いのではないかという考え方がございます。

このテーマについても、見直しをする際に、そのような考え方を導入して御検討いただいたらどうかと思います。今までやっておられたかどうか、私は存じ上げないでしゃべっているのですが、環境保護あるいは環境保全先進国の日本として、同じようなレベルの国の企業がこの程度である。日本だけがえらい緩いねというのもしかんでしょうし、逆に日本だけがえらいきついというのもどうかと、こんな気がしますので、よろしく願いします。

大崎座長 どうぞ。

環境省（秦参事官） 海外についてかなり国によって国情が違うと言いますか、我々の知っている範囲ではかなりバラバラのようです。

いずれにしても、日本は環境先進国を自認している国でもございますから、その辺のバランスはしっかり考えていく必要があるかなとは思っております。

安念委員 申し訳ありません。

私は単に無知なので教えていただきたいだけなのですが、土壌の場外搬出という場合の「場外」は法律上どのように定義されているのですか。

環境省（秦参事官） 区域を指定するわけなのですが、要措置区域とか形質変更時要届出区域から外に持ち出すことを搬出と呼んでおります。

安念委員 これって区域をどう定義するかでプラクティカルにはかなり大きな差が出てきますね。さっきちょっと御示唆があったと思うが、こんなことはあり得ないだろうが、千葉県京葉地帯一帯が仮に1つの地域なら、その間での残土の融通はできるということになってしまいますね。

問題の所在は分かりました。ありがとうございます。

大崎座長 さっき言い忘れたことで1個細かい話なのですが。

千葉県の御提案の中の海洋投入処分の話ですね。確かに、このロンドン議定書で原則禁止されているというその原則は分かるのですが、その理由として、海洋投入処分以外に適切な処分方法がないこととなっていて、いや、処理場はあるでしょうということをおっしゃったのですが、これはいかなるコストがかかってもその処理施設があればそれを利用するという趣旨なのですか。

しかも、千葉県でおっしゃっているのは、よそから出てきた廃棄物をどんどん海洋に捨てようという話ではなくて、もともとそこから掘り出してきた土をそこへ戻しましょうということをおっしゃっているように聞こえるのですが、それでもやっぱりそのロンドン議定書はそんなことは絶対まかりならんと言っているということなのですか。

環境省（森田室長補佐） 環境省海洋環境室室長補佐森田と申します。

御指摘の点につきましては、議定書上はコストについては記載がございません。ただ、海洋投入する場合、再利用、リサイクル、海洋投入処分以外の処分方法等の廃棄物の管理の選択肢について適切な検討が行われたことを証明しなければならないことになってございます。

海洋投入処分以外の処分方法について適切な検討が行われたかどうかという点につきまして、国内法上、現在では土壌汚染対策法において適切な処理の道が開かれている以上、国際的に適切な処理方法がないという説明は困難ではないかと考えております。

千葉県 この点につきまして、ホームページ等で確認させていただいた範囲では、環境省様の環境保全対策課様の方で、建設汚泥での海洋投入処分申請の進め方に係る指針を出されております。

この中では、国内外で実用化されている既知の対策技術がある場合で、それを採用できない場合はその理由について明らかにするとなっております。その理由の例示として、「経済的に（コスト面で）問題が大きい場合」というものが1つ入っております。

大崎座長 それってあれですね。確かに、その土対法があるからとおっしゃったのですが、千葉県さんの資料を見ると、その土対法の基準の方が海洋汚染防止法の基準よりもはるかに厳しいのですね。だから、土対法があるので海洋汚染にならないようになっていますというのなんかちょっと変な話だなと思ったのですが。

環境省（森田室長補佐） 1点補足いたしますと、ロンドン議定書上、海洋投入処分を

検討できる品目というものがございます。そこに浚渫土砂というものは検討品目にはございますが、今般、一度造成されたものを浚渫土砂という定義に当てはめて国際的に説明することは困難かと存じます。

千葉県 実は、この海洋投入処分といいますが、これもホームページで確認した範囲では、平成18年12月以降、延べ89回許可されておりますが、そのうちの約25パーセントは、一般水底土砂以外の建設汚泥ですとか赤泥ですとか家畜ふん尿等でございますが、それもやはりそれぞれ基準があって、適切に管理しながらということではございますが、そういったものも実際には投入されている実績がございます。

環境省（森田室長補佐） おっしゃるとおり、過去には、海はごみ箱だという考えがありまして、基本的にロンドン条約上も海洋投入処分をこれこれについてはしてはいけないという国際的な枠組みであったところです。ただ、それについては、海洋というものは国際公共財でございますし、また、一度その不法投棄なり、あるいは汚染のおそれがあるものを投棄された場合、なかなかその地上よりも汚染を取り除くことが非常に難しい。また、その汚染についてそれを囲い込みすることも非常に難しい。

こういう考えがございまして、ロンドン議定書上、現在は基本的に海洋投入は禁止ということになってございます。以前、確かに日本は一般廃棄物ですとか家畜ふん尿ですとか、いろんなもの、焼酎かすもですね。海洋投入しておりました。

こちらについては、環境省としましても、かなり皆様の御理解を得まして、現在のところは水底土砂とあとはその建設汚泥ですね。どうしても陸上で捨てられないもの、こちらに限って許可を行っておるところでございます。

大崎座長 その辺は分かるのですが、ただ、海洋汚染防止法の基準は土対法でぎりぎりアウトぐらいのものだったら確実に満たしていますね。だから、海洋を汚してはいけないとおっしゃるのだが、汚すことにならないものを捨てることまでそんなに厳しく規制するのがちょっとよく分からないのですが。

環境省（森田室長補佐） もともとが、やはり陸上処分の大原則というものがございます。その中で、陸上でどうしても処理できないのだというものについてだけ、例えば基準を設けまして、含有する金属などが基準値を満たしているか。あるいは、その事前事後のきちんとした環境影響評価を見た結果、海洋に及ぼす影響が軽微であるですとか、そのような審査をして個別に1件、1件、許可を出しているところがございます。

繰り返しになりますが、その含有する金属の値が云々ということ以前に、基本的に陸上処理ができないものだというのを国際的にきちんと説明できるかという観点から、これは困難ではないかと考えておるところでございます。

大崎座長 他によろしいでしょうか。

それでは、この問題についてはここではこのくらいにいたしまして、是非、環境省でもできるだけいろんな御要望に応えられるような方向で御検討願えればと思います。我々としてもこの問題についてはフォローアップをしてみたいと思います。

どうも皆さん、ありがとうございました。

(一般社団法人日本経済団体連合会、千葉県、
一般社団法人千葉県経済協議会、環境省議題1関係者退室)
(環境省議題2関係者入室)

大崎座長 説明者の方々、よろしくお願いいたします。

それでは、本日2番目の議題でございますが、「廃棄物処理に係る規制の見直し(『専ら物』の見直し、企業グループ内における産業廃棄物の自ら処理の容認)」という御要望に係る議論をしたいと存じます。

これについては、既にワーキング・グループで議論をしておるわけでございますが、本日は環境省として、この件についてどういう対応をお考えになっているかということについてヒアリングをしたいと思えます。

それでは、環境省からの御説明をお願いいたします。

環境省(角倉課長) 環境省の廃棄物リサイクル対策部で産業廃棄物課長をしております角倉と申します。本日はどうかよろしくお願いいたします。

御説明なのですが、資料を2点用意させていただいておりますが、一つが専ら物の関係、もう一つが企業グループ関係でございますが、この2つをまとめて最初に御説明をさせていただくということでよろしいのでしょうか。

大崎座長 はい。

環境省(角倉課長) 分かりました。

それでは、お手元の資料のうち、「店頭回収によるペットボトルの再生利用の促進について」というパワポの資料を用意させていただいておりますが、こちらに沿ってまず御説明させていただいた後、自ら処理も続けて御説明をさせていただきます。

まず、2ページ目でございます。前回御要望いただいた内容を上の方の赤の白抜きの字のところで書いてございます。いただいた御要望内容ですが、店頭回収されたペットボトル等を廃棄物処理法第14条第1項ただし書に定める「専ら物」とすることにより、収集・運搬に際し、都道府県知事の許可取得を不要とし、全国で統一された効率的なリサイクルを可能とすることという御要望をいただいております。

私どもの考え方といたしましては、まず店頭回収によるペットボトルの再生利用を、私どもとしても進めたいと考えております。したがって、一定の要件を満たした事業者により店頭回収されたペットボトルの収集・運搬に関しましては、例えば、現行制度においては再生利用指定制度等がございますけれども、こうした制度の活用等により許可不要となる方向で対応を考えていきたいと考えております。具体的にどういった手当てをするのかにつきましては、中央環境審議会におきまして、関係者も含めて議論をして、そこで結論を出していきたいと考えております。本件につきましては、関係者も大変多いものですから、そうした関係者の方々の御意見も十分踏まえた上で、しっかりとした措置を講じていきたいと考えているところでございます。

3 ページから具体的に申し上げます。

「容器包装リサイクル制度に関する合同審議会」というものを、私ども環境省の中央環境審議会と経済産業省の審議会との合同審議会で現在検討を進めさせていただいているところでございます。ここで、容器包装の形で、ペットボトルに関しても一部議論としては入ってくるのですが、今回の御要望いただいた内容について、これを主要な論点として取り上げて、それについてこの審議会の場でしっかり議論したいと考えているところでございます。

4 ページに、具体的な議論の内容でございますけれども、私どもは、これまでも関係団体等と、御要望いただいた後、議論を重ねてまいりました。その中で、大きな論点の一つとして、廃棄物処理法上の取扱いの明確化をしてほしいという御要望もございまして、要は、市町村が処理責任を負う一般廃棄物なのか、排出事業者が処理責任を負う産業廃棄物なのか、これは地方公共団体によって取扱いがまちまちであるという御意見をいただいております。これについてはしっかり整理をしたいと考えております。

その上で、このペットボトルの店頭回収を促進するために、どういう方策が考えられるのか。例えば、私どもとしては現行制度、再生利用指定制度がございまして、こうしたものを使えば許可を不要にできるわけでございますけれども、こうしたものをどういうふうに活用していくのが良いのか、それもこの制度そのままがいいのかどうかも含めて、そこはしっかりと議論したいと思っております。

4 ページの下の方で、「今後の予定」でございますけれども、現在、関係団体等と意見交換を行っているところであり、今後速やかに合同審議会において御議論いただき、報告書を取りまとめたいと考えております。なお、報告書の中にこのペットボトルの取扱いについてもしっかり書くということを考えております。

合同審議会の報告書を踏まえて、環境省としての考え方を整理し、法的位置付け及び再生利用指定制度の活用等について、必要な措置を講ずるということで考えてございます。

5 ページが現行の制度についての御参考でございます。参考 の部分でございますけれども、現行法でも、都道府県が「個別指定」又は「一般指定」した廃棄物であって、再生利用の目的として特定の事業者等が処理するものについては許可不要とできる制度がございまして、こうしたものの活用を考えていきたい。ただ、そのままが良いのかどうかを含めても、また、いろいろ御意見もあろうかと思っておりますので、そこはしっかりと議論をしていきたいと思っております。

続きまして、6 ページの「『専ら物』としての取扱いについて」、前回御指摘を各種いただいたところでございます。それについての私どもの考え方をもう一度整理させていただきました。

まず、ペットボトルが専ら再生利用の用に供されるものに該当するかどうかでございますけれども、現在、ペットボトルについては容器包装リサイクル法の下、市町村の公費負担による回収・分別作業等によって、初めて再生利用が担保されている状況でございます。

したがって、再生利用の業者に回る段階では、収集・運搬費用は入っていないくて、その分は全て公費で負担をしているという状況でございます。

一方、このペットボトルのうち、産業廃棄物に該当するものについては、市場原理に委ねて取引を行った場合、同様に収集・運搬は公費を負担しているというところがないものですから、この事業者の皆様方の持ち出しになります。したがって、実際には逆有償と申しますが、リサイクルするのにコストがかかって、資源として売ったお金以上のコストがかかるというのが基本的な構造になっております。特にペットボトルの需要は海外需要に大きく影響を受けますので、常にペットボトルの資源としての売却益が収集・運搬等にかかる費用を上回るということにはなかなかならない状況でございますので、専ら物に該当するというのは、なかなか現時点では難しいかなと思っております。

あともう一点でございますが、「（適正処理の確保の観点）」でございます。仮に、ペットボトルを専ら物として取り扱うことにした場合なのですけれども、専ら物の制度は、廃棄物処理法の規制が大きく抜かれるような制度になっておまして、まず悪質な事業者の方であっても許可不要となってしまう。どなたであっても、この収集・運搬はできると。さらに、許可不要とした場合、現行の廃棄物処理法の世界ですと、収集・運搬にかかる各種の今の規制基準が排出事業者及び許可業者にだけかかる基準となっておりますので、他の事業者の方にはかからないというか、許可不要の方にはこの基準はかかりません。さらに、埋立処分するとかのいろいろな基準もかかっているのですが、これも排出事業者及び許可業者が行う場合に基準がかかるという形になっておりますので、そうした基準が一切適用できなくなってしまいますので、そこのところはなかなか難しいかなと。ただその一方で、今回御要望いただいたようなしっかりとした事業者の方であれば、そういう問題はないのだろうと思っておりますので、そうした特定の事業者、優良な事業者の方については、許可を不要とする方向で、私どもとしてはしっかり議論をしたいと考えているところでございます。

以上が、「専ら物」関係の私どもの現時点での考え方でございますが、もしよろしければ、引き続いて自ら処理についても御説明申し上げたいと思っております。

それではもう一つの資料の「企業グループ内の自ら処理に関する検討状況について」、同じくパワーポイントのA4横の資料を御覧いただければと存じます。

1枚おめくりいただきまして、ページ数が入っていないくて恐縮でございます。最初のところですが、前回お示しした内容と同じものでございます。日本経済団体連合会からの御要望事項で、企業グループ内における産業廃棄物の処理について、一定の場合には自ら処理とみなし、処理業の許可を不要としていただきたいという御要望をいただいております。

具体的には、子会社が排出した産業廃棄物について、親会社で処理する場合には、親会社の処理については許可不要としてほしいという御要望でございました。私どもの考え方として、そのときに御説明させていただいた内容でございますけれども、基本的には許可

不要とする方向で検討したいと考えております。その際の要件として、幾つかございます。

1. の でございますが、企業グループ全体で排出事業者責任を共有することは制度的に担保できること、企業グループ内外の廃棄物の区別の明確化を制度的に担保できることと申し上げておりますが、個別具体的な事例に即して議論して検討を進めてまいりたいと申し上げております。前回はそのまま使わせていただいておりますが、「当該企業グループ全体で」と書いておりますが、実際に自ら処理とみなす範囲内で共有できればということで、今、考えております。

前回御議論いただいて、速やかに検討するようという御指示を賜りましたので、私どもの方で前回のワーキング・グループの後、直ちに日本経済団体連合会に御連絡を差し上げて、私どもとして御要望の実現に向けて検討したいので、早速、議論を進めたいということで申入れをいたしました。現在、日本経済団体連合会と具体的な協議を進めさせていただいているところでございます。

協議の中身については、基本的に現在は、意見対立は今、特にないと思っております。具体的にこれを制度設計していくために、どういった制度設計、どういった論点があるのか、それを今、詰める作業を進めさせていただいているところでございます。特に、現在論点として考えておりますのが、次のページの主な検討課題の と の部分でございます。

まず、グループ会社による廃棄物処理についても、自ら処理の場合と同等の規制がかかることは必要なのだろうと考えております。これを単純に許可不要とした場合に何が起こるかなのですが、先ほどの専ら物の構造と近いのですけれども、廃棄物処理法上、処理基準の対象は排出事業者自ら処理する場合と、許可事業者が処理する場合にしか基準がかからない構造になっております。したがって、自ら処理としてみなされた方についても、処理基準の適用を何らかの手当てをしないといけない。これをどういうふうに法律上手当てするかということでございます。さらに、基準違反についての改善命令についても、単に許可不要としてしまいますと改善命令がかからない形になりますので、自ら処理以上に基準が緩くなってしまいますので、そこは担保したいと考えております。

次の「主な検討課題」でございますが、今回企業グループ単位、例えば親会社、子会社間でということでございますが、では、責任を共有することについては、今、経団連の御担当の方々とも大体意識はそろっておりますが、その場合に、現在の廃棄物処理法なのですが、法人単位の規制の仕組みになっておりまして、グループ単位という概念はございません。そのところは法律の体系を大きくいじる形になりますので、では、どういうふうにすればそこが問題なくできるのか。特に、現在の廃棄物処理法ですと、廃棄物処理法違反があった場合、欠格要件に該当すると言いまして、要件によるとは思いますが、今後その会社の役員が関わっている会社は、利用の許可を5年間取れないという形になってございますので、その範囲をどこまで連鎖させるのが良いのかどうか、さらに子会社が不適正処理をしたときに、親会社に措置命令なり改善命令をかけられるのかどうか、それを法律上どこまでできるのかということについては、真面目に議論をしたいと申し上げており

まして、これは日本経済団体連合会さんも、それは正しくそのとおりだ、一緒に詰めていきましょうという議論をさせていただいております。

さらに、自ら処理とみなすグループの範囲も、前回の御要望ですと、親会社、子会社というお話でございましたけれども、そこが本当にそれで良いのかどうか、その範囲については、改めて日本経済団体連合会さんも関係企業との間でもう一度議論したいというお話もございまして、それも今、検討をお願いしているところでございます。

今後の予定でございますが、一番最後のページでございます。具体的な対応については、引き続き日本経済団体連合会さんとも議論をさせていただきたいと思っておりますが、その議論の結果につきましては、その結果も踏まえまして、やはり中央環境審議会で議論をさせていただきたいと考えております。特に、廃棄物処理法につきましては、平成22年に改正をして、そこで改正附則の中で、法施行後5年後の見直しという規定が置いております。この5年後の見直しの一環として、私どもとして必要な措置を講ずると考えておりました。ただ、その措置の内容につきましては、やはり関係都道府県、関係団体等、他のいろいろな方々の御意見もあると思いますので、関係の有識者、それから関係団体等の御意見も踏まえた上で検討し、その結果を踏まえて必要な措置を講ずるということで考えております。

若干駆け足になって恐縮でございますが、したがいまして、ポイントを申し上げますと、ペットボトルの件、それから自ら処理の件につきましては、私どもとしては御要望を最大限踏まえて、その御要望に沿った形でどこまで対応可能かについて、関係者の御意見も踏まえながら、しっかりと議論をして、コンセンサスを得た上で必要な措置を講じてまいりたいと考えているところでございますので、本日、御指導を賜りますようよろしくお願いいたします。

大崎座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問がありましたら、委員、専門委員の皆さん、お願いいたします。

一つ、まず私からよろしいですか。

まず、専ら物の話ですけれども、前に確か私も申し上げたと思うのですけれども、私個人としては専ら物ということにしなければいけないと、頑固に、頑なに信じているということでは全くございまして、具体的な御提案があった形でのリサイクルの円滑なやり方が実現すれば、その実行手段としての法的な処理はいろいろあり得るのだろうなと思っておりますので、ただいま前向きな御検討をいただいているという御説明をいただいて、非常に心強く思ったのですが、ちょっと気になりましたのが、現行の再生利用事業者の指定制度は、基本的には各都道府県でバラバラに行われるという感じなのですか。あるいは環境省さんの方で、例えば、このところについては、言わば全国一律に認めてやってくれみたいなことを御指導いただくことは可能なのかどうか、その辺をちょっと教えていただけますでしょうか。

環境省（角倉課長） 今、御指摘いただいた点につきましては、私どもも大変重要な点であると思っております。御要望にお応えする以上、関係都道府県それぞれバラバラな対応であれば、やはりそれは問題であろうと思っておりますので、御指摘いただいたように、国が何らかの形、通知等の形で考え方を示す、こういうふうに統一的にやるべきだと。法定受託事務でございますので、そうした形でしっかりとした対応を取ることは必要だろうと思っております。ただ、具体的にどこまでどう踏み込むかにつきましては、関係自治体の御意見もあろうと思えます。今の段階でははっきりと申し上げられないのですが、ただ、御指摘の点については、私どもとしては問題意識をそこは十分踏まえて対応したいと考えております。

大崎座長 ありがとうございます。

そのときに、是非、今後の検討で意識していただきたいなと思うのは、例えば、神奈川県で指定したということなので、神奈川県の営業所の車が東京の店のものを回収したらまずいとかいうことにはならないように、それこそ先ほどのグループの話とは逆なのですが、法人単位でそういう仕組みを認めていただけるようなことになれば良いなと思っております。

安念委員 そこは私も非常に気になるところでして、前向きに御検討をいただくのは大変有り難いなと思っておりますが、この場合、廃棄物処理業の許可が要らないというのは収集・運搬に関してということで、とりあえずはなるだろうと思うのですが、そうすると、例えばの話、ここでお店があって、この前セブンさんがおっしゃったところでは、店頭でそれぞれお客様が洗浄したものをお持ちになるということでした。そこで、例えば、霞が関の店で集める。何か工場みたいなものがよそにあるわけだが、そうすると東京都を通過して、神奈川県を通過して、例えば、静岡県に運ぶということになると、都知事、神奈川県知事、それから静岡県知事と3つの県知事の許可を取ることになるわけですか。それともどこか一本化されるということになりますか。

環境省（角倉課長） 今、御指摘いただいた点は、ペットボトルの店頭回収を進める上で非常に重要な点であろうと思っております。都道府県の県境をまたがった場合に、それで取組が阻害されるようなことになると、それは良くないのではないかという問題意識は私どもとしても持っております。今回はまず許可という形ではなくて、もっと簡易な仕組みでという形で考えておりますので、そのハードルは大分下がるのかなと思っております。さらに、その上で、県によって判断が異なるということはあってはならないというか、好ましいことではありませんので、先ほど大崎座長から御指摘いただいた点にも重なる部分なのですが、そこは統一的な対応ができるようにどこまで私どもとして、これは法定受託事務ということでございますので、その制度の範囲内でどこまで国がしっかりとした対応をできるかということは、ちゃんと検討をすべき課題だと思っておりますし、そういうことも含めて、審議会の議論を踏まえて、必要な措置は講じてまいりたいと思っております。

安念委員 分かりました。ありがとうございます。

道垣内専門委員 この前の議論を余り覚えていないので申し訳ないのですが、運搬をする業者を契約でよそにお願いするというのは、このグループ内の企業ならば自ら処理に当たるといって改正、あるいは改善、あるいは運用の見直しでは救えないのでしょうか。そうしますと、相当大きな規模でないと、自ら子会社をつくって運搬させるというのは難しそうですねですけれども、今のところはその限度で見てもいいという事でございませうか。

環境省（角倉課長） 今、御指摘いただいた点は、自ら処理とした場合に、収集・運搬について、それは子会社であれば認められるのだけれども、子会社をまた別途つくるのは小さい中小の企業では大変ではないかという御指摘だと思いますけれども、まずこのペットボトルの店頭回収の件につきましては、グループ会社に限られるものではありませんので、そこは制度設計の仕方によっては自分の会社でなくても良いという形で考えていくのかなと思っております。

一方、自ら処理の場合に子会社云々の場合については、現に子会社の分社化をして、その場合に許可の関係で効率的な処理が困難になる場合という形で御要望を承っておりますので、それは子会社等が現にあって、そこで処理をされたい場合のお話だと思いますので、そこはそこでまたしっかりとした対応はできるのだらうと思っております。

大崎座長 自ら処理のことについてなのですけれども、この資料に書いていただいているように、自ら処理の場合とグループ会社で処理する場合と同等の規制がかからないといかんと、全くそのとおりだと思うのですよ。そのときの御説明で、もちろん御説明のためになさったのだと思うのですけれども、いみじくも自ら処理とみなすという言い方をされましたけれども、私はそれが余り大がかりに法人単位の規制をどこまでグループを広げるのだとかとやらなくても良いやり方なのではないかなとしまして、もちろんそのために一定の法令の根拠は当然必要だとは思っているのですけれども、何らか環境省で御指定いただいた範囲は自ら処理したもののみならずというやり方でやられた方が、下手に子会社はとか、持分法はとか、そういうことをやるよりも現実的な対応になるのではないかなと思った次第です。

環境省（角倉課長） ありがとうございます。

安念委員 良いですか。

先ほど私が妙なことを申し上げました。廃掃法上の収集・運搬についての許可を要らなくするというのに「許可」という変な言い方をしたと思うのですが、それはもちろん廃掃法上、東京都の運用、神奈川県、静岡県、静岡県、そういう3つの運用をくぐらなければいけないことになるのが懸念されるということをお願いしたところ、課長から適切にその点についての規制のありようについては、言わばそろえるというか、統一化することになるという大変心強い御返事をいただいたので、大変有り難く思ったということを確認させていただきます。

圓尾専門委員 1点だけ。先ほどの座長の質問と同じ観点だと思うのですけれども、企

業グループの定義というものを経団連さんとお話されている中で、概念が一致しているのかどうなのか、ここも論点になっているかというところを確認させていただければと思ったのですけれども。

環境省（角倉課長） 企業グループとしてどこまで想定するのかということは、正しくそれも論点になっておまして、私どもとしては、まず日本経済団体連合会さんとしてどこまでの範囲を念頭に想定して検討を進めたいという御意向なのかというのをもう一度確認をお願いしているところでございます。これにつきましては、日本経済団体連合会さんの方でもさらに引き続き検討するというところがございますので、その御検討結果を踏まえて、私どもとしてどこまで、どのグループの範囲内まで御要望にお応えできるかということとは改めて議論したいと思っておりますが、そこはまだ御検討いただいている部分でございます。

大崎座長 松村先生。

松村座長代理 大崎座長の言うことに反することになるかもしれないのですが、それはやはり環境省と経団連でお話しになってというのが一番良いと思うのですが。企業グループは「みなす」とすると、むしろ分けておいてくれた方が有り難いという人が困る。つまり、子会社の責任まで全部負わされるのはかなわないと。だから、そのときには同じ会社とみなして処理するという権利はもちろん要求しないけれども、別々の会社として処理している子会社の責任は負わないという、現行の法人別管理を望む者もいる。一律に何かこういうものは「みなす」とすると困る人もきっと出てくる。そのことは、以前、経団連の方もちゃんと指摘していたので、そのところは、今、環境省が説明したとおり、ちゃんと話し合っただけであれば、良い方に行くと思います。

大崎座長 私が申し上げたかったのは、飽くまで申出なり、申請に基づくと考えていたものですから、一律にみなされてしまうということだと、ちょっと私は大いに違うと思うのです。だから、そこは松村座長代理とそんなに見解がずれているとは思っていないのです。

岡議長 環境省さんが企業グループの決め方を検討中だということだけれども、これは両面あるので、企業の立場から言うと、企業によって、我々はグループでいきます、うちは個別でいきますという選択ができる、柔軟性のある制度にするのが現実的ではないかと思うのですが。

安念委員 そう思われますか。というのは、別にそれに反対というわけではないけれども、会社法の改正の傾向を見ると、グループでのガバナンスをだんだん効かせるという方向になっていて、親会社が子会社の適法性を担保することもだんだんと親会社の責任の範囲に取り込んでいこうという考え方があるようです。これが正しいかどうかについては議論があると思うけれども、去年の改正だと、どちらかというとそういう方向なのではないかなと思います。例えば、久保利先生が今日いらしているけれども、私は素人だから、そういう傾向もあって、良いところ取りをしようというのはどうなのかなと、ちょっと反論

が出得るかなと思って。

岡議長 そのとおりです。多分そうしても、コンプライアンスの考え方からは、自分の連結対象子会社が産廃で問題を起こしてしまったときに「うちはグループの選択をしていません」と言っても、世間には通用しないでしょう。

久保利専門委員 だから、今のコンプライアンスだとか、レピュテーションの問題とは別に、行政処分をどこへ下すのかという話になると、それは行政処分は勘弁してくれという親会社が出てくることは十分あり得るだろう。ただ、処分とは別に内部統制等々含めて「そういうコントロールをお宅のホールディングスではできなかったのですね」と言われることは当然だし、多分、何らかの形で損害賠償とかそういうものが出てきたときに、被告に引っ張り込まれるということも当然あり得るだろうなと思います。ただし、行政庁の立場からすると、誰に処分を命じるのかという問題では、やはり今の選択制の方が行政庁としてはやりやすいというのか、あるいはもう一運托生で行政処分は必ず親にいけますよというのが、むしろ「みなし規定」の意味かもしれないなと思ったので、その辺りはまだ先の話かもしれませんが、教えていただければと思います。

環境省（角倉課長） 今、先生方から御指摘いただいた点につきましては、今の御議論でも明らかになったように、私どもとして検討すべき課題が色々あると思っておりまして、ですからこそ、中央環境審議会なりで有識者の先生方も交えて、関係団体の御意見も踏まえて、どういう制度設計が一番良いのかということはしっかりと検討してまいりたいと思いますので、また引き続き御指導賜ればと思っております。よろしく願いいたします。

川本専門委員 ペットボトルの店頭回収の話なのですが、再生利用業者の指定制度の活用を検討されているということで、5ページを見ていたのですが。この「一般指定」か「個別指定」かがどういう制度なのか100パーセント分かっていないのですが、「個別指定」の説明を読むと、指定を受けたい人が申請してきて、基準を満たせば指定するという、これは結構許可とどこが違うのかなという感じもします。どういう意味で使い勝手が良くなるから指定制度を検討しようということなのか、許可との違いを教えてください。

環境省（角倉課長） まず最初に、私どもの方で御説明をちゃんとすべきだったポイントは、現行の制度でこうなっているというところでございまして、この個別指定、一般指定の制度は、現在、詳細な手順、手続は通知で書いてございます。したがって、これをそのまま使うのか、それとも今回の御議論の結果を踏まえてさらに見直すのかということも含めて検討はしたいと思っております。その上で、現行どうなっているかということにつきましては、許可要件とかに比べますと、指定の場合はかなり要件が緩い形になっておりまして、手続もすごく簡易なものになっておりまして、許可に比べるとはるかに事務手続上、それからいろいろなコストのほかでも、かなり簡便な形にはなっております。さらにこの制度ですと、許可業者ではない事業者ができるという形になりますので、そうした意味では、大分御要望いただいた御要望内容ではお応えできる制度にはなっているかなと。ただ、現行のこの制度で本当に良いのかどうかという御議論もあるかと思えます

ので、そこはもう一度そういう目で検討はさせていただきたいと思っています。ただ、ポイントとしては、許可の場合よりも事務手続きがすごく簡便なものになっているというのと、許可の場合と違って指定の要件は、かなり要件が緩和されたものになっている、この2点が大きな違いでございます。

川本専門委員 ありがとうございます。検討に水を差すつもりはないのですが、この指定では、当然お聞きしていると、民間の人にとっては負担が軽いので、そうすると、許可ではなくて指定制度をどんどん使いたくなるのではないかと推測するのですが、実際に指定というのは実績的に多いのですか。

環境省（角倉課長） 今、実績がどのくらい多いのかというところでございますけれども、大体、全国数多くの都道府県で指定をされておりまして、指定されているものは、例えば、食品廃棄物等が肥料として使われているとか、あとは堆肥として使われているとか、そうしたものについては、現に使用されている実例が全国各地にございます。それと同じような形で広まっていけば良いのかなと思っております。

大崎座長 どうぞ。

小林専門委員 ちょっと細かいお話になってしまうのですが、今のお話の再生利用者の指定制度のところですが、まだ今のお話の中でも、これは一般廃棄物か産廃かということの区別は議論されておりませんよね。

環境省（角倉課長） 今、御指摘いただいた点は、ペットボトルを店頭回収したものが一般廃棄物なのか、産業廃棄物なのかという点でございます。ここは私どもとして、今、各都道府県によって扱いが曖昧でというか、それを事業者の方からここは明確にしてくださいという御要望をいただいております。したがって、今回のペットボトルの店頭回収の促進策を考える際には、当然、今、申し上げました指定制度の活用等の議論もあるのですが、どのような場合に産業廃棄物なのか、どのような場合に一般廃棄物なのか、そこは判断基準を明確化するというところで、それも重要な論点としてしっかりと考えていきたいと考えております。

小林専門委員 今のお話で、それを詰めていただいて、最後は、再生利用者が最終的にきちっと再生利用することが今回の趣旨になっていきますので、再生の最後のリサイクルまでスキームとして固めた状態で了解するというか、許可するということでしょうか。例えば、それが一般的な今の流れですと、ペットボトルですと非常に市況に左右されるという背景があるわけですね。それは一度指定を決めたとしても、最終的な再生利用者が変わってしまったとか、あとをきちっと見ていかないと、結局、制度として水が漏れてしまうような形になるのではないかと心配をしております。その辺はいかがなのでしょう。

環境省（角倉課長） 今、御指摘いただいた最後の本当に再生利用されるところまで担保した形で制度設計をすべきであるというところは、私ども環境省として、私どもの存在意義に関わる部分でございますけれども、そこはしっかりと考えていきたいと思っております。

で、私どもの今回の御提案いただいた内容については、何が目的かと申しますと、まずペットボトルの回収、それから再生利用が進むこと、これが第一義的な目的であると考えておりますので、その線に沿って、今、御指摘いただいたところについても、制度的に抜けが生じないようにそれはしっかりと検討してまいりたいと思っております。

小林専門委員 ありがとうございます。

大崎座長 よろしいですか。

では、この問題については、引き続き、是非、環境省でスピード感を持って、関係者と協力しながら検討していただければと思っております。

本日はどうもありがとうございました。

(環境省議題2関係者退室)

大崎座長 事務局、時間的なものは大丈夫ですか。

佐久間参事官 当初予定より少し早めに進んでおりまして、まだ次の方が見えておりません。

仁林企画官 議題4は事務局からの御報告ですので、それでよろしいですか。

大崎座長 そうですね。事務局報告があるので、そちらを先にやってもらいましょう。

それでは、時間を有効に活用したいと思っておりますので、議題の順序を入れ替えまして、続いて「4. 適格機関投資家等特例業務の見直し」についての議論をしたいと思っております。

本件は、昨年7月、創業・IT等ワーキング・グループにおきまして議論されたテーマでございますが、その後、金融庁で検討した結果がまとまっておりますので、それについて事務局から御説明をいただくということをお願いしたいと思います。

佐久間参事官 それでは、本件につきまして事務局から御説明申し上げます。

本件につきましては、規制改革会議の創業・IT等ワーキング・グループにおいて検討が行われておりました。具体的に申し上げますと、昨年5月に金融庁により改正案が示されまして、パブリックコメントの手續に付されたわけですが、この改正案につきまして、日本ベンチャー学会等から独立系ベンチャー・キャピタル・ファンドの組成、発展を阻害しかねないとして問題提起がなされました。そこで、昨年7月、当時の創業・IT等ワーキング・グループにおいて、金融庁、日本ベンチャー学会、国民生活センター等をお呼びし、改正案に関する議論を行い、金融庁での対応を注視していたところでございます。

その後、昨年10月から金融審議会の下に設けました投資運用等ワーキング・グループにおいて、6回にわたり審議が行われ、本年1月28日、お手元の参考資料で配付させていただきました報告書が取りまとめられました。さらに、去る3月3日には、金融審議会総会・金融分科会合同会合において当報告がなされ、金融審議会の報告としても決定されたと聞いております。当会議には、ベンチャー・キャピタルに携わっている皆さんも委員に入っていると承知しており、また我々事務局といたしましても、本報告書の内容は、昨年5月の改正案に比べますと、一定程度ベンチャー・キャピタル・ファンドに配慮されたものとなったと理解しております。今後、おそらく3月下旬ということになると思いますが

も、同報告書の内容を踏まえた金融商品取引法改正法案が今期の通常国会に提出される見込みとなっております。

報告は以上でございます。

大崎座長 それでは、ただいまの件について御意見、御質問がございましたら。

実は私、先ほどありました投資運用等に関するワーキング・グループの金融審議会の委員として、メンバーでございましたので、代表としてお答えするというのは難しいと思いますが、でも、もし何か御質問、御意見があれば、私が承ろうと思いますが、いかがでございますでしょうか。

安念委員 これはもともと「旦那ファンド」と称して、地場の多少遊び金がある人が、半分もうけ、半分酔狂みたいなもので金を出してくれるような人を募ってファンドをつかって、かたがた、地域振興にもなれば良いなという話だったのですよね。

大崎座長 実はこの報告書にも「旦那ファンド」という言葉がちゃんと載っております、実はベンチャー・キャピタル・ファンドと言われているものはどの枠組みが適切か、旦那ファンドはどれが適切か、それから不動産のファンドを今までのプロ向けファンドの形でやっていた人は、どういう程度の改正であれば円滑に進められるかということについて個別にいろいろ議論しまして、正直かなりグラデュエーションのある、ある意味ではややこしい規制をつくるということになっておりまして、ベンチャー・キャピタルについては、ある意味、一番幅の広い人たちが投資ができて、その次が旦那ファンドとか不動産ファンドというような位置付けに落ち着いております。

かつ、いわゆる消費者被害に非常に興味を持っておられる弁護士さんたちにもこの議論に御参加いただきまして、おおむねこの報告書のような結論であれば、今、深刻な被害が生じているようなものについては防止が可能なのではないかという御意見をいただいております。

どうぞ。

圓尾専門委員 昨年も、私、申し上げたのですけれども、幅広くファンドに資金を呼び込むということと同時に、やはり消費者保護はすごく大事だと思ったので、金融庁のおっしゃっていることも非常に大事なポイントだと考えておりまして、今回の報告書を見ると、そういう意味では出資者の範囲というのが、割と密接な関係のある方ということで絞られたのは非常に良い絞り方かなと思うのですけれども、その中に書いてある子会社等とか、運用委託先とかというのは分かるのですけれども、投資助言者というのが分かるようで、具体的に何を指しているのかというのがちょっと分かりにくいなと思ったのですが、6ページの5.の の中に、出資者の範囲ということを説明されている中に「投資助言者」とあったのですが、この投資助言者というのは一体具体的に何を指しているのでしょうかというのをちょっとお伺いしたいのですけれども。

大崎座長 これは、少なくともワーキング・グループの議論では、その特例業者が言わばアドバイザーを雇っているような場合ですね。特例業者に対して、いわゆるジェネラル

パートナーに対して助言をしている人がいる場合を想定しているということです。

圓尾専門委員 そういう意味では、ある意味プロの視点を持っている人ということですね。

大崎座長 ただし、登録投資助言業者に限っているわけでは必ずしもないのですけれども、そういう役割を果たしている人というイメージですね。

圓尾専門委員 分かりました。

大崎座長 御意見よろしいですか。

また、いろいろ読んでいただいて、御意見などがありましたら、事務局を通じて、また金融庁に問い合わせることもできると思いますが、本日はこのくらいにしておきたいと思えます。

(文化庁関係者入室)

大崎座長 それでは、議事を再開いたします。

続きまして、「クラウドメディアサービスの実現のための規制のための見直し」の議論に移りたいと思えます。

本件は、昨年6月の閣議決定で「26年度上期結論」とされている事項でございまして、昨年10月に文化庁からお越しいただきまして、文化審議会著作権分科会での当時の検討状況についてお伺いしたところでございます。本日はその後の状況について御報告をいただければと思えます。

それでは、御説明お願いいたします。

文化庁(森課長) 文化庁著作権課の森と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、お手元の資料3によりまして御説明をさせていただければと思えます。

1ページの「2. 規制改革実施計画」におきまして、「クラウドメディアサービスの実現のための規制の見直し」が対応すべき事項として掲げられていたところでございます。これを受けまして、文化庁では文化審議会の著作権分科会におきまして、集中的に議論を行ってまいりまして、今年2月になりますけれども、報告書を取りまとめたところでございます。その報告書の概要を御説明させていただければと思えます。

2ページで、クラウドサービス等に関しまして事業者の方から検討してほしいという御要望があったサービスが上半分、1. 2. に掲げてあるサービスでございまして。これらのサービスにつきまして、審議会では、まず「1. 私的使用目的の複製が関係するクラウドサービス(ロッカー型クラウドサービス)」について検討を行った上で、その後2. のその他のサービスについて検討を行ってまいりました。このいずれについても、2月の報告書で結論をまとめたところでございます。

3ページにございまして、「1. ロッカー型クラウドサービスについて」でございましてけれども、まず、審議会ではロッカー型クラウドサービスを4つのタイプに分類をして議論を行いました。左側に視点1「プライベート型」、「共有型」とございましてけれども、このプライベート型、共有型と申しますのは、ロッカーにアップロードしたコンテンツに

アクセスできるのがユーザー本人だけなのか、それとも多数の者と共有ができるのかという観点からの分類でございます。

一方、上の横軸でございます視点2はコンテンツを誰が用意するかという視点で、左側の配信型というのは、事業者がコンテンツを用意するもの、右側のユーザーアップロード型はユーザーが用意するものであり、これらの視点から4つの分類をいたしたところでございます。

そして、4ページの方でございますけれども、この4つの分類それぞれのサービスにおいて行われている著作物の利用行為、複製等が行われるわけですけれども、これについて権利者の許諾を必要とすべきかどうかということを議論してまいりました。

その結果でございますけれども、まずタイプ1・3・4につきましては、権利者の許諾が必要であって、契約等により対応すべきサービスであるということと一致をいたしました。タイプ1・3は配信型でございますので、事業者がコンテンツを用意し、それをユーザーに提供するというサービスでございます。これについては、その事業者側が契約をするということが原則であると。また、タイプ4は、ユーザーがコンテンツを用意をいたしますけれども、それを多数の者と共有できるということになりますので、そうした共有を行う場合も契約等が必要になるということとございます。

一方、タイプ2、ユーザーアップロード型でプライベート型、つまりユーザーが自分でコンテンツを用意し、それを自分限りで利用するというタイプ2について、権利者の許諾が必要かどうかということについて、「私的使用目的の複製」ということで著作権法上許諾が必要ないか考えるか、それとも事業者がこういったサービスで利益を得ていることに鑑みれば許諾が必要と考えるかについて、権利者、事業者で争いがございましたので、重点的に議論をしてまいりました。

その結果が5ページでございます。様々、意見がございましたけれども、結論といたしましては、基本的にタイプ2のサービスにおいて行われる著作物の複製等の利用行為の主体は事業者ではなくて利用者であって、利用者が行う行為については、著作権法上の私的使用目的の複製に関する権利制限規定が適用され、権利者の許諾を得ることなく事業者がサービスを提供することができるということで意見の一致を見たところでございます。さらに、権利者からもそうしたサービスについて、あえて許諾を求めることはしないという御意見も示されましたし、事業者からもそれをさらに明確化するような法律改正までは求めないという御意見もございまして、その結果として、今回の小委員会における、検討の結果としては、法制度を行うまでの必要性は認められないという結論でございます。

一方、このタイプ2を超えるような多様なサービスを提供する場合には、許諾を得ることが必要になるわけでございますけれども、事業者側からは個別に契約を結ぶコストが重いということで、そのコストを低減してほしいというニーズが出されたことを受けまして、6ページでございますような集中管理による契約スキームというものが権利者側から提案されました。現状では、上半分でございますように楽曲、レコード、実演、それぞれ契約

を結んでサービスを行うことが必要であるわけでございますけれども、これについて下半分でございますような集中管理センターというものを立ち上げ、ここがワンストップ型の窓口となって契約処理を行うことができるようにするという構想でございます。こうした構想につきましては、5ページでございますように契約コストの低減につながる、事業者が安心してサービスが提供できるようになるということで、この有用性を評価する見解でおおむね一致をしたところでございます。

続きまして、7ページの「2.ロッカー型クラウドサービス以外のサービスについて」でございます。事業者側から検討を求められたサービスには、ここでございますように多様なサービスがございましたけれども、これについて、権利者の許諾が必要かどうかということを検討するに当たっては、下にございますように著作物の表現を利用者が享受をしているものかどうかということの一つの基準として検討を行ってまいりました。

その結果が8ページでございますけれども、こうした様々なサービスについて検討いたしますと、いずれのサービスも基本的には著作物の表現を利用者が享受をしているサービスと評価されるため、こうしたサービスにおいて他人が著作権を有する著作物を利用する場合には、著作権者の許諾を得ることが必要であるというのが結論でございます。この多様なサービスの中には、一部に著作物の表現を享受しないような形でサービスを提供するというものもあり得るわけですが、実際にこうしたサービスを行っている事業者の方の御意見を小委員会の場合にお聞きしますと、現行法の下で、例えば、契約であるとか、あるいは現行法の幾つかの権利制限規定の適用を受けることによって対応できているといった御意見がございました。

こうしたことから、8ページの下にございますように、小委員会での検討の結果としては、現時点においては、これらのサービスについて何らかの法改正を行うまでの必要性は認められないというのが結論でございます。こうなりますと、こうしたサービスを展開していくためには、契約によってサービスを提供するということが必要になってまいりますので、そういったサービスを実施するための円滑なライセンス体制を構築するための取組が関係者の間でなされることが、今後、大変重要になってくるわけでございます。文化庁としてもそうした取組の動向を注視してまいりたいと考えてございます。

9ページでございますように、ロッカー型クラウドサービスについて、タイプ2については、基本的に権利者の許諾を得ることなく実施できるサービスであるということが明確化された一方、その他のサービスについては、契約を結んで実施をしていくということが必要でございます。権利者の側から円滑なライセンス体制の構築のための集中管理スキームの提案もありましたので、今後、関係者においてこうしたスキームを含めて契約処理を進めていくことが重要でございます。文化庁としても、そうした動向を見守りながら必要な支援を行ってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

大崎座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問がございましたら。いかがでしょう。

安念委員 結局、現状のクラウドサービスに関わる範囲では、著作権法の改正は要らぬという結論になったと理解すればよろしいわけですか。

文化庁（森課長） 左様でございます。基本的にタイプ2につきましては、許諾が必要ないということが審議会の権利者も含めた関係者が集まった場で、合意、確認がされたので、そういったサービスについて萎縮効果があるという御懸念もこれで払拭されるのではないかと思います。

一方で、そうした範囲を超えるものは、当然、契約処理が必要となりますので、まずは契約を進めるための努力を関係者においてしていくことが大事だと考えているところでございます。

安念委員 ありがとうございます。毎年毎年、やたらと改正するのもいかなものかなと思っておりましたので、お疲れ様でございました。変な言い方だけれども、森さん、良かったですね。

大崎座長 ちょっと私からも一言。

先ほどのロッカー型サービスの2番目の類型について、特段著作権法に基づく許可を得る必要がないという結論になったと、これは私は非常に良かったのではないかと考えておるのですが、また、集中管理による契約スキームについて、具体的な検討が始まったのも非常に良いことだと思っておるのですけれども、2つほど、今後、御検討いただければと思っておることを申し上げます。

一つは、著作権の集中管理の話が、音楽の分野を専ら念頭に置いて検討されているということのようでございますけれども、もう一つ、映像についても、これは恐らく出演者がたくさんいるとか、音楽以上になかなか管理が難しいところがあるということは重々承知しておるのですけれども、今後、何か検討をしていただけると、そういう許可を得て行うようなクラウド型のサービスについても導入しやすくなるのではないかなと思っております。それが第1点です。

2番目は、8ページで御説明をいただいたところなのですが、これは皆さんでそういう合意になったということだったのですが、私は個人的にちょっと気になっていますのは、メディア変換サービスです。つまり、自分が既に持っている著作物を、古いメディアに載っているものを、今、ちゃんと普通に使われている新しいメディアに移し替えるということをやってもらおうというサービスが、これは私、本当に単なる私的使用なるものを媒体を変えるだけなので、なぜそれをやるのに権利者の許可が要るのがちょっとよく理解できないのですが、そこについてどういう議論でそういう結論になったのか教えていただければと思うのですけれども。

文化庁（森課長） お答え申し上げます。

まず1点目の集中管理の対象についてでございますけれども、この小委員会の議論では、

音楽について集中管理のスキームが提案されたわけですので、まずはこの音楽について、こうした管理のスキームを立ち上げていくということをしつかりとやってまいりたいと思いますけれども、この集中管理のスキームというのは、御指摘のとおり、音楽だけに限らず、様々な分野で有用性の高いものだと思いますし、審議会の場でも、音楽に限らずいろいろな分野でこういったスキームが活用されるということを期待する声も高くございました。したがって、私どもとしては、まずはこの音楽の分野についてしっかりと立ち上げるということに注力したいと思いますけれども、さらに他の分野において活用できる可能性についてもしっかりと検討を進めてまいりたいと思っております。

2点目のメディア変換についての御指摘でございますけれども、ロッカー型クラウドサービスについて、主体が使用者、ユーザーと評価をされたのに、メディア変換についてはそうではなくて事業者が主体となり、したがって、契約が必要になるということについての御疑問かと思っておりますけれども、ロッカー型クラウドサービスについては、ユーザーがコンテンツを用意するということだけではなくて、それがサーバーにおいて設置をされたロッカーに、ユーザーが操作をすれば自動的にアップロードが済んでしまうということになるわけですが、一方でメディア変換サービスは、現在、典型的に想定されますのは、ユーザーからコンテンツを預かって、事業者の方が主体的にその管理、支配の下でコンテンツを複製、変換をして返すという形で提供されているサービスが多いかと思っております。したがって、その法的な評価として、利用者が主体ではなく、事業者が主体と評価されるというのが現時点での整理かと思っております。ただ、権利制限の対象になるかということとは別に、そうしたサービスについてユーザーの方のニーズが高いということが審議会の場でも意識をされております。こうしたサービスについて関係する権利者の側からも意見を聴取いたしましたところ、こういったサービスが全く許諾なく行われてしまうことについては、かなり抵抗感が強いわけですが、今後の課題として、ユーザーのニーズを踏まえて、そうしたサービスについて、何らかの形で契約を結ぶことによって対応したいという意見も表明されましたので、契約による対応がどの程度可能なのかについて文化庁としても見極めてまいりたいと思っております。

大崎座長 他に。

久保利先生、どうぞ。

久保利専門委員 今回の座長のお話は、結局は30条を変更しなければ、実現し得ないと思っております。これが今できないというのは著作権法上の解釈、認識の問題としてはそういうことだと思っております。自炊の判決も含めて、やはり30条の記載が自らコピーをしますか、変換をするというのは、自分でやらなければ駄目だと書いてある以上は、そういう他者によるサービスに頼ってはいけないというのが現状なので、私は現状の条文からの解釈としてはそれでよろしいと思っております。今、座長がおっしゃっていたのは、「そういうことならば、30条を変えろ」という議論はなかったのかという御指摘なのではないでしょうか。

大崎座長 基本、そういうことですね。

久保利専門委員 そこはどんなふうに皆さんお考えなのか。変えてはならないと権利者が言うのはよく分かるわけですし、私もそう思うのですけれども、この種のビジネスをどんどん広げていこうという立場からすると、30条を変えてできるようにしたらどうか、あるいは30条を変えなくても解釈でできないかという視点から自炊訴訟があったわけです。これはどうも駄目らしいということにまだ現在なっていますから、そこを規制緩和することによって、ビジネスを発展させるのであれば、それは逆に言うと、著作権者にもメリットがあるという話にするのか、そうすると、では、課金や配分をどうするのだという話が当然出てきます。30条だけ変えてただでやれますということになってしまうと、ビジネスとして権利者は全く意味がなくなってしまうというので反対をするのは当然です。ここをどうやって落とし所を求めるかというのが、次の時代を見据えると、今回のクラウドサービスと著作権の関係について、そこがポイントになるのかなと思っていたのですが、そこはさしたる議論は今の段階ではまだないという理解で良いということなのではないでしょうか。

文化庁（森課長） 30条の現行法の解釈としては、利用行為主体がユーザーか事業者かによって結論が分かれるということですが、立法論についての議論としては、事業者が関与するサービスについても、権利者の許諾なく行うことができるようにすべきではないかという観点から、事業者から提示された様々なサービスをベースとして、何らかの柔軟な権利制限規定といったものを設けるべきではないかという御意見はございました。ただ、提示されたサービスに関わる利害関係を有する権利者側の御意向としては、権利者の許諾なくこうしたサービスを行うことができるようになるということについてはかなり抵抗感が強く、また有識者の方の御意見としても、こうしたサービスであれば、基本は契約によって実施すべきサービスであるということが意見の大勢でございました。したがって、権利制限というアプローチではなくて、ビジネスを実施するためには、事業者と権利者とが契約を結ぶことによってサービスの可能性を追求していくということが当面求められる方策であろうかと考えてございます。

大崎座長 変な話ですけれども、個人的に割と短いサイクルでどんどん新しいメディアができてきて、古いメディアで持っていたものが、實際上、使えなくなってしまったという経験を持つ人間からすると、このユーザーアップロード型のロッカーサービスをうまく利用して、最先端のメディアのものを全部アップしておいて、新しいメディアが出てきたらそちらへダウンロードするということを繰り返して自分でやっていけば、それは良いということになるのですかね。感想です。

安念委員 それはちょっと私も関心があるところなのですけれども、メディア変換サービスについて権利者サイドに抵抗感があるとおっしゃいましたよね。確かに、一つには人格権周りの話は当然あるだろうと思います。しかし、同一性保持権のような人格権を除くと、これを30条でカバーできない、つまりは許諾を得なければならないとすることに、権利者サイドでどういう経済的なメリットがあるのか。契約をするといっても、金の取れるような話なのか、逆に言えば、許諾なしでメディア変換をさせてあげても、何か権利者と

して実損が生ずるのだろうか。全く割り切ったビジネスの話として見た場合に、そういう話なのかなという疑問はちょっとあるのですけれども、何かその手の話は出ましたか。

文化庁（森課長） メディア変換を認めた場合の権利者の御懸念ということですが、メディアを変換した新たなメディアを通じたサービスを権利者自身としてもビジネス展開しようというお考えもございますので、そうしたサービスと競合するということや、そうしたメディア変換が認められた場合に、直接的には権利の在り方の問題とは違う問題かもしれませんが、権利者の意に反して、海賊版などの形で流通してしまうことへの懸念なども、そうした権利者側の御懸念の背景にあったのではないかなと思います。

大崎座長 LPで売ったものをもう一回CDで同じ人に買ってもらうという。

安念委員 そうしたことなのだと思うのです。ただ、余り大きな商売にはならないのではないかな、まあ良いけれども。ありがとうございました。

大崎座長 ありがとうございました。

他にいかがですか。

よろしいですかね。

では、本日はありがとうございました。

（文化庁関係者退室）

大崎座長 皆様、長時間ありがとうございました。これで本日予定しました議題は全て終了いたしました。

それでは、事務局から何かございますか。

佐久間参事官 お疲れさまでした。次回の投資促進等ワーキング・グループの日程につきましては、また追って事務局から御案内差し上げますので、よろしく願いいたします。

大崎座長 では、これで会議を終了いたします。